

胃内視鏡検査実施説明書兼同意書

胃内視鏡検査実施説明書兼同意書

【胃がん検診の目的と方法】

胃がん検診は、症状がない時期にできるだけ早く胃がんを見つけ、早く治療する目的で行われています。その方法には、バリウムを用いる方法(胃X線撮影)と内視鏡を用いる方法(胃内視鏡検査)があり、いずれもその効果が証明されています。また、両者の方法には良いところと悪いところがあります。

【胃内視鏡検査の方法】

口または鼻から胃内視鏡を挿入し、食道・胃・十二指腸を内腔から観察し、病気を探します。異常がある場合には、病変の一部をつまみ(生検)、細胞の検査を行うことがあります。

また、色素を散布して、病変を見やすくすることがあります。

なお、生検が行われた場合は、生検については保険診療として別途請求があります。当日は健康保険証を持参してください。

生検により粘膜に傷ができますので、検査後当日の食事はやわらかい消化の良いものを食べてください。過激な運動、長湯、旅行なども避けてください。

【偶発症】

偶発症が発生する頻度は、胃内視鏡検診では10万件に87件と全国調査により報告されています。この中には鼻出血などの軽微なものから入院例まで含まれています。現在、胃内視鏡検診による死亡事故は報告されていませんが、ごくまれに死亡の可能性もあります。胃内視鏡検査では、以下の偶発症が起きる可能性があります。

- (1) 胃内視鏡により粘膜に傷がつくことや、出血、穿孔(穴があくこと)
- (2) 生検による出血、穿孔
- (3) 薬剤によるアレルギー(呼吸困難、血圧低下など)
- (4) 検査前からあった疾患の悪化(症状の出ていなかった疾患も含む)

なお、当施設では偶発症の防止のために十分な注意を払うとともに、偶発症が発生した場合には最善の対応をいたします。

上記の事項について、説明を受け、十分に理解しましたので、その実施に同意いたします。

年 月 日

受診者署名

保険診療によるピロリ菌検査の実施について(希望者のみ)

札幌市ではピロリ菌感染に起因する胃がんの予防を推進しております。胃がん検診(内視鏡)の結果、ピロリ菌感染が疑われる胃炎の症状がある方については、保険診療によるピロリ菌検査を受診し、必要に応じてピロリ菌による除菌を推奨しております。つきましては、下記(1)により対象となった場合、ピロリ菌検査をご希望される場合は、下記(2)をご確認の上、下記(3)の実施希望欄に☑をお願いいたします。

(1) 対象要件

- ・ピロリ菌除菌歴が無いこと
- ・胃がん検診(内視鏡検査)の結果、ピロリ菌感染が疑われる胃炎の所見があること

※胃炎の所見があれば、医師等からピロリ菌検査に関する案内があります。胃炎の所見がなければ保険診療によるピロリ菌検査は実施できません。

(2) 確認事項

- ・保険診療によるピロリ菌検査を追加して実施すること(別途保険診療による自己負担有)
- ・個人情報を含む判定結果及び除菌治療結果は実施医療機関を通して市へ報告されること。

(3) ピロリ菌検査実施希望欄

- ☐ 上記(1)、(2)の事項に同意の上、必要に応じてピロリ菌検査の実施を希望する
☐ ピロリ菌検査の実施を希望しない